

検察における発達障害者への対応について

発達障害者支援法の改正点

◆ 法 12 条の 2（司法手続における配慮）の新設

司法手続において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をすること

◆ 法 23 条（専門的知識を有する人材の確保等）の改正

捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害者の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じること

検察における従来からの取組

<発達障害者に対する配慮>

- 取調べにおいて、迎合性、被誘導性が高いなどの供述特性を的確に把握し、それを踏まえた発問等を行うとともに、取調べの録音・録画を幅広く実施
- 医療や福祉の専門家から、捜査や処分決定の参考となるような助言を受ける
- 権利告知や令状の呈示などの刑事訴訟法上必要とされている手続を、相手方が内容を実質的に理解できるよう適切な方法で行う

<発達障害に関する教育・研修>

- 検察官、職員の発達障害に関する理解を深めるための研修等を実施
例)・最高検において発達障害者の特性に関する講演会を実施し、講演録 D V D を各検察庁に配布
・法務省で行っている検察官に対する各種の研修において、精神障害等に関する講義を実施

法改正を受けての取組

- 本年 7 月に開催された全国の検察庁の検察官が出席する会議において、改正法の趣旨・内容について周知・説明し、発達障害者に対して適切な配慮が行われるよう注意喚起
- 本年 12 月から実施される平成 28 年度新任検事研修においても、同様の周知・説明を行う予定
- 来年度以降、既存の取組に加え、検察官に対する研修の中で、発達障害に特化したカリキュラムを新たに実施する予定

今後とも、研修等を通じて、検察官や検察職員の発達障害に関する理解を深め、専門性を高めるとともに、各庁における好事例を共有するなどして、発達障害者に対する配慮が適切に行われるよう努めていくこととしている

発達障害者支援法改正を受けた矯正施設の取組について

〔概要〕

① 国及び地方公共団体の責務（法第3条関係）

受刑者及び少年院在院者に対しては、その特性に応じた処遇を行うとともに、これまで矯正施設に社会福祉士を配置し、関係機関と連携して社会復帰支援を実施しているところである。平成29年度においては、発達上の課題を有する受刑者及び少年院在院者等からの各種相談に対して適切に対応し、必要な福祉サービス等につなげるため、社会福祉士の配置施設を拡大し、その専門的知識を活用して福祉機関等との連携を進めるなど社会復帰支援の充実を図ることとしている。

② 教育（法第8条関係）

少年院においては全ての在院者に対して、個々の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定し、矯正教育を行っているところ、特に、発達上の課題を有する者については、心理学的知見から、矯正教育の効果を一層高める教育目標、教育内容を検討する必要があることから、法務技官（心理）の配置及び当該法務教官（心理）の業務に必要となる心理検査器具の整備を進めてきたところ、平成29年度においては、法務技官（心理）の配置及び心理検査器具の整備の拡大を図ることとしている。

その他、障害特性の理解の仕方、処遇上の留意事項及び移行支援等の指針を示した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、平成28年6月、全少年院へ配布し、処遇に活用しているところである。

③ 専門的知識を有する人材の確保等（法第23条関係）

発達上の課題を有する少年院在院者に対する矯正教育の一層の充実を図るため、支援教育課程（注）を有する少年院の職員に対して、職員研修を実施している。また、平成29年度以降は、支援教育課程を有する少年院等を構成庁とする検討会を開催し、矯正教育及び社会復帰支援の充実を図ることとしている。

その他、平成28年7月、発達障害を有する受刑者の処遇の現状や特に実施している取組等について、刑事施設から報告を求めるとともに、その情報を共有することで、職員の理解の促進や発達障害を有する受刑者の処遇の充実を図る一助とした。

（注）支援教育課程とは、処遇上の配慮を要する、知的障害のある者、発達障害又は情緒障害のある者のほか、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者を対象としている。